

令和3年第7回 美里町農業委員会会議録

令和3年7月9日

令和3年第7回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番	村田博治	2番	奥村 智	3番	濱田憲治	4番	三浦誠一
5番	永田末廣	6番	今田政行	7番	長木一美	8番	吉坂美佐子
9番	松田政明	10番	吉田美好				

欠席委員 0名

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長 こんにちは、只今から令和3年第7回美里町農業委員会会議を開会いたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席です。美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、1番村田委員 2番奥村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1から番号10について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第18号、番号1から番号10について補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号2は、譲渡人は相続により農地を取得したが管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号3は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人の申請地は自宅の隣接地にあり農業経営合理化の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号4は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は父が口頭契約で使用貸借してきた農地であるが、高齢で管理が困難となり承継する為、双方合意により、使用貸借権設定での申請をされました。番号5は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号6は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号7は、譲渡人は相続により農地を取得したが管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号8は、譲渡人は相続により農地を取得したが管理が困難な為、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号9は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、賃貸借権設定での申請をされました。番号10は、譲渡人は相手方の要望により、譲受人は農業経営規模拡大の為、双方合意により、賃貸借権設定での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無

など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号10の補足の説明を終わります。それでは、議案第18号、番号1を議題とし内容の説明を2番奥村委員に求めます。

2番（奥村委員） はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号1は原案どおり決定しました。次に、番号2を議題とし内容の説明を4番三浦委員に求めます。

4番（三浦委員） はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号2の内容説明を終わります。それでは番号2について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号2は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号2は原案どおり決定しました。次に、番号3を議題とし内容の説明を4番三浦委員に求めます。

4番（三浦委員） はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号3の内容説明を終わります。それでは番号3について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。はい、7番長木委員。

7番（長木委員） はい、申請番号4と合わせて3反要件を満たすということで良いか。

事務局 はい。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号3は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号3は原案どおり決定しまし

た。次に、番号4を議題とし内容の説明を4番三浦委員に求めます。

4番（三浦委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号4の内容説明を終わります。

それでは番号4について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号4は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号4は原案どおり決定しました。次に、番号5を議題とし内容の説明を4番三浦委員に求めます。

4番（三浦委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号5の内容説明を終わります。それでは番号5について、ご審議をいただきます前に本案件は、4番三浦委員に関する案件でありますので、美里町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限となります。そのため、4番三浦委員は一時退席をお願いします。（4番三浦委員退席）質疑ありませんか。はい、7番長木委員。

7番（長木委員）はい、農地法に交換というやり方はないのか。

事務局 はい、農地法上、交換という方法はありません。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号5は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号5は原案どおり決定しました。審議が終了しましたので、4番三浦委員の入室をお願いします。（4番三浦委員入室）次に、番号6を議題とし内容の説明を4番三浦委員に求めます。

4番（三浦委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号6の内容説明を終わります。それでは番号6について、ご審議をいただきます前に本案件は、4番三浦委員に関する案件でありますので、美里町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限となります。そのため、4番三浦委員は一時退席をお願いします（4番三浦委員退席）質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農

地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号6は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号6は原案どおり決定しました。審議が終了しましたので、4番三浦委員の入室をお願いします。(4番三浦委員入室)次に、番号7を議題とし内容の説明を6番今田委員に求めます。

6番(今田委員) はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号7の内容説明を終わります。それでは番号7について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号7は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号7は原案どおり決定しました。次に、番号8を議題とし内容の説明を6番今田委員に求めます。

6番(今田委員) はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号8の内容説明を終わります。それでは番号8について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号8は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号8は原案どおり決定しました。次に、番号9を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3番(濱田委員) はい・・・・・・・・・・。

会長 以上で議案第18号、番号9の内容説明を終わります。それでは番号9について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号9は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第18号、番号9は原案どおり決定しました。次に、番号10を議題とし内容の説明を3番濱田委員に求めます。

3 番（濱田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 18 号、番号 10 の内容説明を終わります。それでは番号 10 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 10 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成全員と認めます。よって、議案第 18 号、番号 10 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 19 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 1 番村田委員に求めます。

1 番（村田委員）はい・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありますか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 19 号番号 1 資料 1 をご覧ください。まず申請地についてですが、申請地は生活用水のポンプ小屋として無断で転用された経過があり、始末書のついた追認案件となっております。次に資料 2 をご覧ください。こちらが申請地の状況で町道沿いにあり、約 20 年間利用されております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましても、自然浸透及び東側側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましても、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は 10ha 未満の第 2 種農地で既にポンプ小屋として利用されておりますが、転用申請には問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 19 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 19 号、農地法第 4 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 19 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に、議案第 19 号、番号 2 を議題とし内容の説明を 8 番吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありますか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 19 号番号 2 資料 1 をご覧ください。まず申請地についてですが、申請地は山林として無断で転用された経

過があり、始末書のついた追認案件となっております。次に資料2をご覧ください。こちらが申請地の状況で約30年前に植林をされております。次に資料3をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は10ha未満の第2種農地で現況山林となっておりますが、転用申請には問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第19号、番号2の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請、県知事許可分番号2は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第19号、番号2は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1を議題とし内容の説明を6番今田委員に求めます。

6番(今田委員) はい。。。。。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第20号番号1資料1をご覧ください。まず土地の選定理由についてですが、申請人は美里町を拠点に土木工事・建設工事・キャンプ場の運営等の事業を営んでおります。令和3年4月1日から申請地を含む、美里の森キャンプ場ガーデンプレイスの指定管理者となりました。申請地は現在の地権者が耕作放棄している畑ですが、雑木や竹が生い茂っていることから、景観を良くしたいとのことで土地を選定されました。次に資料2をご覧ください。こちらが申請地の状況で雑木や竹で覆われており、長年耕作放棄地となっております。また、耕作放棄地であることから、景観や害虫の発生等でロジック宿泊客から苦情が寄せられ早急に整備する必要があるとのことでした。次に資料3をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。なお、当該申請農地は10ha未満の第2種農地ですが景観維持のため、申請地を転用したく代替地がないため転用申請には問題ありません。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第20号、番号1の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7番長木委員。

7 番（長木委員）はい、町の施設内にある土地であれば、町が買うべきではないか。

事務局 はい、本来であれば町が買うべきですが、所有者と金額面で折り合いがつかず町では購入していません。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 20 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 20 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請、県知事許可分番号 1 を議題とし、内容の説明を事務局に求めます。

事務局 はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 21 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番長木委員。

7 番（長木委員）はい、変更の数字は 1190 m<sup>2</sup>ではないのは。

事務局 1190 m<sup>2</sup>です。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 21 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 22 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について番号 1 の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい・・・・・・・・。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 22 号、番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、ご審議をいただきます前に本案件は、3 番濱田委員に関する案件でありますので、美里町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事参与の制限となります。そのため、3 番濱田委員は一時退席をお願いします。（3 番濱田委員退席）それでは、番号 1 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 22 号、番号 1 の農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。



全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 22 号、番号 1 は原案どおり決定しました。審議が終了しましたので、3 番濱田委員の入室をお願いします。(3 番濱田委員入室)次に、番号 2 の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい・・・・・・・・。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 22 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、ご審議をいただきます前に本案件は、6 番今田委員に関する案件でありますので、美里町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事参与の制限となります。そのため、6 番今田委員は一時退席をお願いします。(6 番今田委員退席)それでは、番号 2 についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 22 号、番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 22 号、番号 2 は原案どおり決定しました。審議が終了しましたので、6 番今田委員の入室をお願いします。(6 番今田委員入室)次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい、今回田 6 年 1148 m<sup>2</sup>、畑 6 年 879 m<sup>2</sup>、計 2027 m<sup>2</sup>、本年累計、3 年田 1835 m<sup>2</sup>、田 4 年 3664 m<sup>2</sup>、田 5 年 11841 m<sup>2</sup>、田 6 年 114549 m<sup>2</sup>、9.6 年田 7920 m<sup>2</sup>、田 10 年 10880 m<sup>2</sup>、小計田計 150689 m<sup>2</sup>、畑 5 年 5188 m<sup>2</sup>、6 年畑 17012 m<sup>2</sup>、9.6 年畑 979 m<sup>2</sup>、10 年畑 1714 m<sup>2</sup>、小計畑 24893 m<sup>2</sup>、累計 175582 m<sup>2</sup>。以上で農用地利用集積計画総括表の内容説明を終わります。

会長 次に進みます。議案第 23 号、非農地証明について番号 1 の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい、ご説明いたします。非農地証明願いが■■■■■■さんよりありましたので今回議題にあげております。まず、議案第 23 号 番号 1 資料 1 をご覧ください。申請地は、美里町■■■■の 12 筆で合計面積は 9,115 m<sup>2</sup>となっております。申請人は、相続により申請地を取得したが長年県外を生活拠点としており、管理が困難とのことでした。また、申請地は 30 年以上荒れ果て、森林の様相を呈しております。次に、資料 2 をご覧ください。申請地は現在、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状況です。5 月 26 日に長木委員と松田委員、事務局で現地確認をおこないました。今後、耕作は困難と判断し、その他特に問題は見当たりませんでした。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 23 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 23 号、番号 1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 23 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。

事務局 何かありませんか。

事務局 はい。

## 全 員 協 議 会

### 1. 委員報酬と互助会費について

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

。

本会議 午後 2 時 1 5 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印